

3 林政政第566号
令和4年2月24日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和4年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る特例措置について

今般、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和4年度設計業務委託等技術者単価について」（令和4年2月22日付け3林整計第687号林野庁長官通知）により、令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定され、令和3年度設計業務委託等技術者単価（「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和3年度設計業務委託等技術者単価について」（令和3年2月24日付け2林整計第630号林野庁長官通知）において定められた技術者の単価をいう。以下「旧技術者単価」という。）に比して、全職種単純平均で3.2%上昇したところである。

また、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月22日付け3林整計第688号林野庁長官通知）により、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和3年度公共工事設計労務単価（「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和3年2月24日付け2林整計第631号林野庁長官通知）において定められた公共工事設計労務単価をいう。以下「旧労務単価」という。）に比して、全職種単純平均で2.5%上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約について特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第1 旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約の請負代金額に係る変更の協議の請求

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）第1部の3に定める森林整備保全事業に係る調査、測量、設計及び計画業務（以下「調査等」という。）の受注者は、「国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年3月27日付け8林野管第23号林野庁長官通知）の別紙「国有林野事業業務請負契約約款」第59条の規定に基づき、旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約を新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更

の協議を発注者に対し請求することができることとする。

第2 受注者から協議の請求があった場合の具体的な取扱い

令和4年3月1日以降に契約を締結する調査等のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第3 その他

- (1) 落札者決定通知後の調査等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。
- (2) 調査等以外の業務委託等については、旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約を行う場合、本特例措置に基づく対応を準用することができるものとする。